

習志野市教育委員会会議録
(平成22年第7回定例会)

- 1 期 日 平成22年7月28日(水)
習志野市教育委員会事務局大会議室
開会時刻 午後3時00分
閉会時刻 午後5時45分
- 2 出席委員 委 員 長 青 木 克 己
委 員 澤 村 洋 子
委 員 星 野 龍 人
委 員 植 松 榮 人
- 3 出席職員 教育総務部長 柴 崎 一 雄
学校教育部長 押 田 俊 介
生涯学習部長 藤 田 勉
教育総務部参事 若 林 一 敏
学校教育部参事 諏 訪 晴 信
学校教育部参事 井 上 隆 夫
学校教育部参事 染 谷 昭 子
学校教育部参事 木 原 誠
生涯学習部次長 早 瀬 登美雄
生涯学習部副技監 及 川 隆 志
生涯学習部副参事 井 澤 元 行
企画管理課長 飯 島 稔
施設課長 飯 塚 和 夫
学校教育課長 江 口 和 夫
指導課長 辻 利 信
総合教育センター所長 大 野 博 之
社会教育課長 星 昌 幸
生涯スポーツ課長 松 岡 秀 善
青少年課長 寄 主 義 之
青少年センター所長 田久保 正 彦
菊田公民館長 岡 野 布治平
教育総務部主幹 牧 野 岳 彦
教育総務部主幹 本 城 利恵子
教育総務部主幹 佐々木 重 春
学校教育部主幹 江 川 陽 史
学校教育部主幹 鈴 木 博
学校教育部主幹 江 口 浩 雄
生涯学習部主幹 浅野目 俊 紀
生涯学習部主幹 関 文 雄

4 会議内容

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第7回定例会の開会を宣言

委員長が

鈴木委員が所用により会議を欠席する旨を報告

委員長が

会議規則第15条の規定により、報告事項(4)及び議案第29号ないし議案第32号を非公開とすることについて諮り、全員異議なく非公開と決定された。

委員長が

報告事項(4)及び議案第29号、30号の会議録については、市長から議会への報告及び提案後に、また、議案第31号、32号及び第5回定例会における議案第22号、第6回定例会における議案第25号については、教科用図書の採択結果の公表後に、個人情報等に係る部分を除き、公開とすることについて諮り、全員異議なく決定された。

委員長が

本日の日程について、報告事項(4)及び議案第29号ないし議案第32号を協議事項の後に審議することについて諮り、全員異議なく提案どおり決定された。

委員長が

平成22年第6回定例会の会議録について承認を求め、全員異議なく承認された。

報告事項(1) 習志野市教育委員会決裁規程の一部を改正する訓令について

(企画管理課)

企画管理課長が

習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する条例において、育児又は看護を行う職員の時間外勤務及び深夜勤務の制限に関する規定が新設されたことに伴い、企画管理課の副教育長及び部長専決事項に新たに追加する必要があるため、また、習志野市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の特別休暇について、第14号に短期看護休暇を新設したことに伴い、号ずれが生ずるため、決裁規程の一部を改正するものである、と概要を報告

委員が

副教育長とは、と質問

企画管理課長が

教育委員会行政組織規則で教育長の職務を補佐し、職員の担任する事務を監督するため、副教育長を置くことが出来るとなっているが、現在は不在である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項(1)は了承された。

報告事項（２） 平成21年度教育費決算について

（企画管理課）

企画管理課長が

平成21年度歳入決算額は、最終予算現額16億5千535万2千円に対して、調定額15億754万2千614円、収入済額15億1万3千787円、不能欠損額73万4千790円、収入未済額679万4千377円で、収入率99.5パーセントであった。

不能欠損額は、平成14年度及び16年度に未納となった放課後児童育成料の過年度分と平成16年度に未納となった給食費の過年度分に係るものである。また、収入未済額の内訳は、放課後児童育成料123万2千円、幼稚園に係る保育料37万8千575円、学校に係わる給食事業収入518万3千462円である。

歳出決算額は、最終予算現額77億2千769万4千675円に対し、支出済額70億9千717万9千891円、翌年度繰越額4億456万3千200円、不用額2億2千595万1千584円で、執行率91.8パーセントであった。翌年度繰越額の内容は、平成21年度、平成22年度の2カ年の継続事業による津田沼小学校全面改築事業における設計委託料の通時繰越、また、小学校大規模改造事業における秋津小学校校舎耐震補強大規模改造設計委託について、耐震補強設計における公的機関が取り扱う判定件数の増加により、年度内に完了できないことから、事故繰越となったものである。この他、国の経済危機対策等に係る補正予算活用に伴うもので、繰越明許とあわせて予算化した、小学校及び中学校の理科振興備品整備事業、高等学校施設整備事業、学校ICT環境整備事業、小学校及び中学校の太陽光発電導入事業、小学校及び中学校施設改善整備事業に係る経費の一部を繰越したものである。また、事業決算の概要については、特色ある学校づくり推進事業、学校ICT環境整備事業、高等学校防災対策事業、生涯学習推進事業等、教育行政方針の基本目標計画である「生き生きと未来を拓く豊かな人間性を育む習志野の人づくり」のために取り組んできた主な事業の内容などについて概要を報告

委員が

使用料及び手数料、諸収入の主なものは、と質問

企画管理課長が

使用料及び手数料については、高等学校の授業料、幼稚園の保育料など、諸収入については、給食費などがある、と回答

委員が

寄附金の主な内容は、と質問

企画管理課長が

ある企業から習志野市まちづくり応援寄附条例に基づく習志野市教育文化振興基金への100万円の寄附である、と回答

委員が

この寄附金は臨時的なものか、と質問

企画管理課長が
そのとおりである、と回答

委員が
諸収入の収入未済の主なものは、と質問

学校教育課長が
給食費の未納である、と回答

委員が
何年度分にも及ぶのか、と質問

学校教育部長が
現年度分と一部納付、分納誓約をして時効が中断している過年度分を合わせたものである、
と回答

委員が
不用額、繰越し等の説明時、主な事業決算概要と関係づけて説明してほしい。主な事業決算概要の資料に目単位の総額記載をして、その資料をもとに説明してもいい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（２）は了承された。

報告事項（３） 平成２２年習志野市議会第２回定例会一般質問について

（企画管理課）

平成２２年習志野市議会第２回定例会一般質問（教育委員会分）について、１４名の議員から３０件の質問があった。その主なものを報告する。

まず、図書館の民営化、指定管理者の導入に関する質問が２名の議員より質問があった。

本市で定める公の施設における指定管理者制度の実施に関する指針では、民間経営のノウハウを活用することによって管理経費の削減と利用者サービスの向上を図ることができる施設については、指定管理者制度を導入することを積極的に推進するものとしている。本市図書館においても、サービスの向上や専門業務の充実を図り、司書の集約化により職員数が削減され、経費の削減効果も期待できることから、大久保図書館を除く４図書館への指定管理者制度導入について、市民等への説明を適切に実施していき、平成２４年度当初導入をめどに検討を進めている、と答弁している。

次に、津田沼小学校の建替え、全面改築に関する質問が４名の議員より質問があった。津田沼小学校は、建設以来５０年が経過したことから、施設の老朽化、耐震補強の必要性が生じ、施設の全面改築が急務となり、様々な視点から検討を行ってきた。これまでに、保護者の代表、学校関係者などからなる全面改築検討協議会にて、提出していただいた報告書の内容を建替えの整備方針と定め、教育委員会内部にワーキングチームを設置し、基本設計案を本年４月にまとめ、設計案について地元のまちづくり会議や保護者役員の方に説明をしてきた。そのような中、保護者役員の方から基本設計案に対する意見や要望として、工事期間中の運動空間や災害時の避難場所の確保が不十分であることや、工事期間中の騒

音・振動・粉塵対策に不安があるとのこと等意見を頂いた。よって、早急に検討案をまとめ、今後、対応案がまとまり次第保護者役員の方と早急に協議した上で、実施設計に着手したいと考えていると答弁している。

次にこども園整備と市立幼稚園・保育所の再編に関する質問が2名の議員より質問があった。(仮称)杉の子こども園と(仮称)袖ヶ浦こども園の整備については、それぞれ説明会を実施し、意見交換を行う中でそれらの意見を踏まえ、保護者の方々に安心していただける施設内容として、再編計画を進めていきたいと考えている。また、再編計画において公立幼稚園・保育所を私立化とした背景は、私立化することで、多様な保育ニーズに対応する柔軟な保育運営が出来ること。現在の保育所をめぐる国・県の負担金制度が公立保育所には適用されず私立の保育所に限定されていることなどである。そして、再編計画には、保護者や有識者等により構成する機関での議論を経て、市の責任において私立化ガイドラインを策定し、私立化に取り組むにあたっての基本的な工程や留意点を公表し、計画を進めていきたいと考えていると答弁している、と概要を報告

委員が

給食についての質問と子供110番についての質問の主旨は、と質問

学校教育課長が

給食については、最近、首をかしげたくなる学校給食のメニューを集めた本が出版され、それに対して、習志野市の給食は大丈夫なのかということである、と回答

青少年センター所長が

子供110番については、最近、子供110番にご協力いただいている家庭に不在が多いと聞かすが、現状はどうなのかということ、また、今後はどのようにしていくのかということである、と回答

委員が

今年度、子供110番から不審者情報はどの程度あったのか、と質問

青少年センター所長が

3, 4件連絡があった。他の利用状況としては、トイレを借りるといった様なことが多い、と回答

委員が

給食について、委託している業者が変わって、ある学校では、おいしくなくなったというのを聞いたことがあるが、習志野市は大丈夫なのか、と質問

学校教育課長が

業者が変わる場合、学校で試食をし、栄養士や業者と話し合いながら、よりよい学校給食を考えている、と回答

委員が

教員の勤務実態の改善についての質問に対する回答の中で、教員研修を夏季休業中に設定するとあるが、そのようにして大丈夫なのか、と質問

学校教育課長が
教員の夏季休暇や年次休暇を考慮しても、学期中ほど多忙ではないため、大丈夫である、と回答

指導課長が
8月のお盆の時期などは研修を行わないようにしている、と回答

委員が
スポーツ施設の質問の中で、公園緑地課と生涯スポーツ課が所管するスポーツ施設の予約方法の統一、利用時間や受付時間等を含めた貸し出し窓口の一本化を検討し進めていくとあるが、これは前向きにということか、と質問

生涯スポーツ課長が
具体的な内容は、まだ決まっていないが、市民が利用しやすくなるようにしていきたいと考えている、と回答

委員が
所管する施設が異なるのはなぜか、と質問

生涯学習部次長が
設置した目的、決められた競技のみを行う施設か、そうでないのか等によって、所管が異なる、と回答

委員が
市民ハンドブックにスポーツ施設の窓口は財団法人スポーツ振興協会とあるが、これはどういうことか、と質問

生涯スポーツ課長が
スポーツ施設の管理を、財団法人スポーツ振興協会に指定管理者として委託しているからである、と回答

委員が
勤労会館のテニス場はどここの所管か、と質問

生涯学習部次長が
市民経済部の商工振興課である。これは勤労者のために設置したためである、と回答

委員が
習志野高校定時制の質問で、22年度応募者は102名と定員を大幅に上回るとあるが、それはなぜか、と質問

学校教育課長が
受験者全体が多いということと、経済情勢によるものである。また、1次募集を行った段階では、定員を確保できなく、2次募集を行った結果である、と回答

委員が

全国学力テストについての質問で、本市の現状として、抽出校方式となったため本市独自の標準学力調査を実施することとしたとは、どのような意味か、と質問

指導課長が

抽出校方式になると選ばれた学校だけが比較されるので、市全体としての学習状況を把握することが困難になる。よって、全国的な規模の業者に委託をし、本市独自の標準学力調査を実施することとした、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（3）は了承された。

報告事項（5） 習志野市通学区域審議会の答申について

（学校教育課）

学校教育課長が習志野市立幼稚園の通園区域の変更についての答申内容について概要を説明し、以下のとおり答申を朗読

平成22年5月26日に貴職より諮問を受けました、習志野市立幼稚園の通園区域について、習志野市通学区域審議会において審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

はじめに

当通学区域審議会は、平成22年5月26日、習志野市教育委員会委員長から習志野市立幼稚園の通園区域の変更について諮問を受けた。その際、主な検討事項として市立幼稚園の通園区を中学校区を基本に3つの園区とすること、通園方法の見直しをすること、通園区域に弾力化区域を設けることについてが示された。平成22年6月25日及び7月12日に、本審議会を開催し慎重に審議を進め、ここに答申をとりまとめた。

幼稚園通園区域の変更について

教育委員会（事務局）より、習志野市子ども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画に伴う、市立幼稚園の私立化による通園区域の変更について次のような説明を受けた。

私立化される実花・つくしの両幼稚園区、一方、こども園になることで定員減となる杉の子幼稚園区、袖ヶ浦東・袖ヶ浦西幼稚園区の5つの通園区について、市立幼稚園を希望する幼児の通園区域を確保するため、市内全体を3つの園区に変更する。また、この地域に住む現在2歳児の保護者は、入園する幼稚園を選択するにあたり、市立幼稚園の園区の変更等の情報に基づき、平成23年度より3歳児として私立幼稚園を選択するのか、それとも平成24年度より4歳児で市立幼稚園を選択するのかという判断をする必要があり、このことから通園区域の変更についての検討が早急に求められている。この点から、幼稚園の通園区域変更の可否について審議のうえ、平成22年7月中旬までに答申願いたい。

以上の説明をふまえて審議した結果、「幼稚園通園区域の変更について」以下のとおり答申として報告する。

変更案については「習志野市子ども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」に基づき、幼稚園区を拡大しようとするものである。このことにより、幼稚園と小学校の関連あるいは小学校区での仲間意識の希薄化、通園距離など懸念することもあるが、将来、こども園を中学校区に一つずつ整備するという基本的な構想に基づくものであることや拡大された園区内の保護者は、複数の公立幼稚園の中から自らが希望する幼稚園を選択でき、そ

のことが各園の特色ある公立幼稚園づくりにもつながることなどを考慮すると、変更案は了承できるものである。

しかしながら、通園区域を拡大することにより、通園距離が遠くなる場合もあるため、事務局提案のとおり、現状は徒歩通園としている通園方法については、自転車、自動車等による送迎も容認すべきである。

特に、市立幼稚園が私立化される実花幼稚園区、並びに定員を超える入園応募者がある東習志野こども園区の保護者、幼児については、平成25年3月をもって実花幼稚園が廃園となり、新たに私立幼稚園が平成26年4月に開園するまでは、幼稚園が既存の私立幼稚園以外には存在しなくなることで、また、経済的な理由などから公立幼稚園に通わざるを得ない保護者への配慮が必要であることから、実花地区から通園距離の長い大久保東幼稚園に通うための送迎バス導入を検討し、実施する必要があると考える。

あわせて、このことについて、具体的内容を早期に当該地区の保護者に周知することが必要である。

一方、上記の賛成意見以外に、「習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画」は本市の築いてきた幼児教育を公立幼稚園から私立幼稚園に転換するものであり、園児や保護者の不安が大きいことから、もっと保護者や市民の意見を十分聞くべきであるという意見が一部出された。

むすびに代えて

以上のような意見が、審議会から出された。教育委員会においては、この意見をふまえて通園区の変更について結論を出すことを望むものであるが、通園区の変更について、保護者をはじめ市民への積極的な情報の提供と、誠実な説明が必要であると考え。また、一部地域での弾力化区域の導入や地域によっては近隣の幼稚園で受け入れ困難な状況が生まれる可能性もあることから、保護者及び市民に不公平感を感じさせる懸念もあるので、幼稚園の私立化等の該当地域だけでなく、全通園区域の方に対する配慮と十分な説明を審議会としては望むものである。

以上が、諮問に対する答申である、と説明

委員長が質疑なしと認め、報告事項（5）は了承された。

議案第28号 習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
(企画管理課)

企画管理課長が

本年4月に千葉県総務部行政改革監より、指定管理者からの暴力団排除に関する連絡体制についての合意書の締結の文書送付があり、併せて習志野警察署から協力要請があった。

本教育委員会としても、ことの重要性に鑑み、今後、指定管理者導入が考えられることから、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の趣旨に基づき、習志野市教育委員会の所管に係る施設の指定管理者から暴力団関係者を応募資格要件の欠格事項とするため、習志野市教育委員会の所管に係る公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の制定をするものである、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第28号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第33号 習志野市立幼稚園等及び小・中学校通園・通学区域に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(学校教育課)

学校教育部主幹が

平成21年8月に決定された習志野市こども園整備と既存市立幼稚園・保育所の再編計画に係る市立幼稚園の再編に伴う通園区域変更のため、規則を改正するものである。通園区域の変更については、先般通学区域審議会が開催され、同審議会で答申として出された結果を踏まえ、今回市立幼稚園の通園区域を変更しようとするものである。

具体的には、現在、東習志野こども園を含め、市内14か所の幼稚園ごとに通園区域を定めているが、今回の改正は幼稚園の再編計画により実花幼稚園とつくし幼稚園の2か所の公立幼稚園がなくなることにより、市内全体を大きく三分割し、それぞれ中学校区をベースに3つの通園区域に分け従来の園区を広げようとするものである。

これは義務教育の最終教育期間が中学校であることから、学校教育の始まりである幼稚園の園区を、中学校区を基本に考えていくことで、地域に密着した一定の教育期間が保障されると考えるものである。しかしながら、市内全体を三分割することで、旧の通園区域と若干ずれる区域が発生することなどから、一部の区域に限って両方の園区にまたがり入園の申込ができるように「弾力化区域」というものを新たに設けたものである。

また、今回の通学審議会における答申で出された通園方法であるが、この通園方法についても、現在は原則、親子による徒歩通園となっているが、これを自転車や車での通園も認める方向で検討している。車通園に伴う幼稚園の駐車場の整備についても、今後実態調査を行い整備可能なところから整備する方向で考えている。

さらに、先程の通学審議会の答申にもあったように、実花幼稚園区から大久保東幼稚園に通うにはあまりにも距離が遠いため、通園方法として送迎バスを手配すべきであるとの意見を踏まえ、同地域での送迎バスの導入についても、バスルートを含め実施する方向で検討していきたいと考えている。

なお、本改正案の地域住民への周知については、本教育委員会議での議決後、平成22年9月15日号の広報でお知らせする予定である。

加えて、特に実花幼稚園区を含む東習志野地区における該当年齢の児童を持つ保護者にとっては影響が大きいことから、送迎バスの運行等について本教育委員会議での議決後ただちに、個別にお知らせすることも併せて現在準備を進めているところである、と概要を説明

委員が

通学審議会での答申の内容を十分考慮して再編計画を進めてほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第33号は全員賛成で原案どおり可決された。

協議第1号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について

(企画管理課)

企画管理課長が

本点検及び評価については、平成20年度に改正された地方教育行政の組織及び運営に関する法律第27条の規定により、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならないとされている。そして、平成21年度を対象とした事務の管理及び執行状況を取りまとめたことから、今回、協議・ご意見をいただいた後、次回の教育委員会会議において、議案として提出したいと考えている。

本報告書の構成ならびに、作成にあたっての考え方について説明するが、最初に、平成21年度の教育委員会の活動及び運営状況が記載されている。次に、平成21年度の14の主要施策ごとの総括的評価が記載されている。この主要施策は、平成20年度から26年度までの7年間施行している習志野市教育基本計画と平成21年度の教育行政方針に位置付けられているものである。この主要施策に基づき、昨年度1年間教育委員会の事業に取り組み習志野教育を推進してきたことを評価することで、1年間の全体的な主な取り組みが評価できることになる。

また、主要施策ごとの「主な取り組みと成果」「今後の課題と方向性」、さらに、平成20年度から21年度までの進捗状況を取りまとめたものも掲載してある。そして、報告書の作成を通して、今後の習志野教育の方向性を、さらにより良いものにしていきたいと考えている、と概要を説明

委員が

このまとめたもの全てが報告書となるのか、と質問

教育総務部主幹が

そのとおりである。この協議後、取りまとめたものを報告書として次回の教育委員会議に議案として提出する。そして、議決後、市議会に提出し、公表する、と回答

委員が

この報告書は、教育委員も検討したということになるのか、と質問

教育総務部主幹が

そのとおり、教育委員が点検・評価したということになる、と回答

委員が

評価結果には、2名の第三評価者の意見も入っているのか、と質問

教育総務部主幹が

2名の意見も入っている、と回答

委員が

生きる力の基礎を培う幼児期における教育の充実に対する評価結果の中で、幼稚園教育を中心に書かれているが、幼児は幼稚園だけでなく、保育所や家庭にいる場合もあるので、

そのような面からももう少し詳細に記載をしてほしい、と要望

学校教育部主幹が
ご指摘のとおりしたいと思う、と回答

委員が
いじめ、不登校の未然防止・解決を目指した教育の一層の推進の取組みと成果の中で、電話相談は昨年度並み、訪問相談は減少、来所相談の件数は昨年度並みとあるが、これで、点検・評価の中で記載されている、積極的な取組みが行われたと言えるのか、と質問

指導課長が
教育委員会全体でいろいろな方面から積極的に取り組んでいるが、相談件数は、昨年度とあまり変わらないということである、と回答

委員が
習志野市教育研究会全体会で食育の講演会を行い、理解を深めたことは意義が深いとはどのような意味か、と質問

学校教育課長が
周知徹底するため、本市の教職員が一同に会する講演会を行ったことが意義が深いという意味である、と回答

委員が
豊かな心を育む小中学校教育の推進の中で、道徳教育のことについて細かく記載があるが、総括で全く書かれていないのはなぜか、と質問

教育総務部主幹が
知徳体調和のとれた教育という記載の中に含めて作成したが、道徳教育は学習指導要領等の改訂の重要な柱にも位置付けられているため、記載をするようにする、と回答

委員が
文武両道というのはよく耳にするが、成果は把握しづらいため、安直な形で終わらないようにしてほしい。そして、最近、暑い日が続いているのもあるが、安全で潤いのある学校教育環境の整備の中で、施設の整備もいいが樹木などを植えて日陰を作るような校庭のことも配慮した整備もしてほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、協議第1号は協議を終了した。

協議第2号 次回教育委員会の期日について協議し、平成22年8月25日（水）午後3時に決定された。

<報告事項（４）及び議案第２９号ないし議案第３２号は非公開>

報告事項（４） 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解について）

（学校教育課）

学校教育課長が

市長が地方自治法第１８０条第１項の規定により損害賠償の額の決定及び和解について専決処分したので、報告するものである。相手方は林文夫、和解の条件は市が相手方に対し、６４万９０円を支払う。相手方は本件事故については、示談書に定める他の何らの債権債務も存在しないことを確認し、名目のいかんを問わず今後一切の請求を行わないものとする。専決処分日は平成２２年７月２６日である、と概要を報告

委員が

職員とは、と質問

学校教育課長が

学校の用務員である、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、報告事項（４）は了承された。

議案第２９号 平成２２年度教育費予算案（９月補正）について

（企画管理課）

企画管理課長が

議案第２９号は、平成２２年度教育費予算案（９月補正）について、市長に申し入れるものである。

補正予算の内容は、新習志野図書館の既存の吸収式冷温水機及びガスヒートポンプが、平成４年度の設置から１８年経過しており、経年劣化に伴い、度重なる機器の停止や水漏れ等利用者に迷惑をかけている現況にあることから、冷暖房の機器を更新するものである。

事業費は、２千９９８万８千円である、と概要を説明

委員長が質疑なしと認め、採決の結果、議案第２９号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第３０号 習志野市立高等学校授業料を定める条例の一部を改正する条例の制定について

（学校教育課）

学校教育課長が

習志野市立高等学校授業料等を定める条例の一部を改正する条例を制定するよう、市長に申し入れるものである。

平成22年4月1日付けで、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律が施行された。この法律の趣旨は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、公立高校の授業料を無償化し、家庭の教育費負担を軽減するものである。本市においても、この法律の趣旨を踏まえ、公立高等学校の授業料無償化に対応するため、市立高等学校の授業料に関する規定について所要の改正を行うものである。また、この授業料不徴収に伴う財政措置については、国より公立高等学校授業料不徴収交付金が交付される。なお、条例の施行期日は、公布の日から施行し、平成22年4月以後の授業料から適用する、と概要を説明

委員が

どのような人が授業料を払うことになるのか、と質問

学校教育課長が

詳細は教育委員会規則で定めることになるが、具体的には、標準修業年限を超過している、休学、海外留学、病氣療養等のやむをえない事情がない場合である、と回答

委員が

そのような生徒は現在、どの程度いるのか、と質問

学校教育部参事が

全日制はないが、定時制で若干名いる、と回答

委員が

その基準を規則で定める時には、いろいろな状況を考慮し、十分精査して定めてほしい、と要望

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第30号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第31号 平成23年度使用教科用図書の採択について（習志野市立習志野高等学校使用の図書）

（学校教育課）

学校教育課長が

習志野市行政組織規則第3条第1項第16号の規定に基づき、平成23年度習志野市立習志野高等学校使用の教科用図書の採択について提案するものである。習志野市立高等学校管理規則第15条の規定により、校長が選定し、本教育委員会において採択をしようとするものである。なお、選定に至るまでについては、新教育課程への対応や学習の系統性を十分考慮し、各教科会議での検討、教務部と各教科主任等による検討の後、職員会議を経て、校長による公正かつ公平な選定が行われた。平成23年度から新たに選定された教科書は、全日制で67冊中14冊、定時制で25冊中2冊であり、新たに選定を行った教科書については、古典講読、数学C、情報A、マーケティング、会計実務、商業技術のように新教育課程の実施に伴い、新3年生が新たに学ぶ教科の教科書である。また、現代文

2、数学Ⅱ、数学A、数学B、英語Ⅱ、ライティング等、今年度使用した教科書会社の同じ系列の教科書を学年進行に伴い平成23年度も使用することにより、生徒の系統的な学びができるよう選定された、と概要を説明

委員が

今後、全日制の資料を普通科と商業科で分けてほしい、と要望

学校教育課長が

今後、そのようにする、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第31号は全員賛成で原案どおり可決された。

議案第32号 平成23年度使用教科用図書の採択について（小学校、中学校及び特別支援教育の図書）

（指導課）

指導課長が

義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条の規定に基づき、学校教育法第34条及び附則第9条に規定され、さらに習志野市教育委員会行政組織規則第3条第1項第16号に規定する、平成23年度小学校で使用する教科用図書及び特別支援学級で使用する一般図書の採択をお願いするものである。本年度は、小学校で使用する11教科の文部科学省の検定を経た教科用図書と特別支援学級で使用する一般図書について、葛南東部採択地区協議会で調査や協議を行った。調査内容は、内容、組織・配列、表現、造本の4つの視点で行われ、それぞれの教科の調査員から報告があった。これまでの教師指導の連続性と・児童の学びの連続性や地域の特性、教科書の特徴等を十分に考慮して公正かつ公平に選定が行われた。なお、平成23年度に使用する中学校の教科用図書については、平成22年度と同一の教科用図書を使用することになる、と概要を説明

委員が

千葉県教育委員会の行う指導、助言又は援助の内容で、特別支援学校用教科書の採択について、文部科学省が著作の名義を有する教科書とあるが、それはどのような意味か、と質問

学校教育部主幹が

需要量の少ない教科書の場合、文部科学省の依頼を受けてある特定の業者が教科書を作成する場合があります、そのような場合は文部科学省が著作の名義を有する教科書ということになる、と回答

委員長が他に質疑なしと認め、採決の結果、議案第32号は全員賛成で原案どおり可決された。

委員長が

平成22年習志野市教育委員会第7回定例会の閉会を宣言